

第94回接続委員会 議事概要

日時 平成19年6月26日(火) 10:00~12:00
場所 1101会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
直江委員、藤原委員
総務省 谷脇料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
白井料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

- 総務省から諮問内容について説明が行われた後、審議が行われた。
- その結果、本件は継続審議とし、次回は7月10日に開催する旨、事務局（総務省）より告知がなされた。

【主な発言等】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

1. NTSコストの扱い

相田委員 接続委員会の中では判断しにくい。資料2、P18を見ると、左側の赤い部分を接続料で回収することとした途端に、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の部分は青の部分になってしまい、今までのユニバーサルサービス制度の根幹をひっくり返す整理になってしまう。今回の件について、合同ヒアリングを実施した際に、7円が消費者に転嫁されていることはけしからんという意見もあったが、補てん対象額の算定方法を見直すと言った場合には総額を下げるといったことになる。結果としてこちらが整理したことに反対するスタンスになっているが、おそらくは別途ユニバーサルサービスの在り方としてどこまで補てんするのかということについて検討したのだろう。接続委員会において良かれと判断したことについてユニバーサルサービス委員会や基本料等委員会と齟齬を生じるようなことであってはいけない。考え方を見直すとすれば、合同会合なりを開催する必要があるのではないか。最終的な結論について強い意思はない。

東海主査 現在ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しについてはどのような状況なのか。パブリックコメントは実施しているのか。

総務省 パブリックコメントはまだ実施していない。本件接続料算定の見直しの答申書（案）と並行して7月下旬から実施する予定。

酒井主査代理 合同委員会を実施するという話もあったと記憶しているが。

総務省 7月の接続委員会にユニバーサルサービス委員会の主査である黒川委員に同席いただき議論に参加していただく予定。

相田委員 モデル上に局設置RTは存在するのか。

総務省 存在するが、モデル上の局設置RTは集線機能があるためにTSコストとみなされている。

相田委員 き線点RTにするか局設置RTにするかはモデル上でコストが安い方にするということだろう。そのロジックについて不適切であるという指摘があったわけではないならば、一番安く効率的に構築した設備がたまたまNTSコストになったという話になり、整理済みの問題ではないか。

酒井主査代理 NTSではない集線機能を持つRTを利用するという手段も考えられるが、設定された時点においては集線機能を持たないRTの方が安いコストであったということになるだろう。基本的にこれからは、高コスト地域において固定電話は残っていくが、低コスト地域においては携帯電話に切り替わっていくかもしれない。絶対にTSコストだから接続料とはっきりしたものにはならないだろう。NTSコストを接続料に組み入れた場合にはどのような考え方があり得るのか等整理する必要がある。

相田委員 ユニバーサルサービスに配慮してNTSコストができるだけ全国均一で低廉化するようにロジックに押し込むと、モデル上、局設置RTを多く設置することになる。これによって全体のコストは高くなるものの、TSコストとして計上するので基本料の増加を抑えることができる。

直江委員 現実に存在していないネットワークを前提にしているので、ユニバーサルサービスを意識して、NTSコストがミニマムになる設計を行うことがあり得る。その場合トータルでは大きな変化はないし、ネットワーク構成としてはより現実的ではないか。モデル上はコストの大半を占める都市部のコストを引き下げることが主要な目的になっているため、ローカル部分のコストが割高になってしまっているが、現実にはそんなことはなく、ローカル部分のコストは安く抑えられているのではないか。ロジックを変えることなく、今回ユニバーサルサービス制度の見直しを行うとすれば、接続料についても何らかの措置が必要になるだろう。

総務省 ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法見直しは、本年3月、H19年度接続料算定の答申をいただいた際に、負担事業者の利用者転嫁の実態等に着目して、平成19年度以降の算定方法について、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直しを行うこととするのが適当である旨の要望をいただいている。ユニバーサルサービス委員会では、限られた時間の中で何ができるのかという観点で、モデル自体を見直すことはせず、現実的な対応として、「1：補てん対象額を減らす」、「2：客観的な方法で算定する」、「3：アメリカのベンチマーク方式を参考にする」という考え方により、「全国平均コスト+標準偏差の2倍」へベンチマークを変更するという整理になっているところ。

相田委員 資料2、P18の見直し案の青・黄色部分のコストは把握しているのか。
総務省 現実的な数値は把握していないが、ユニバーサルサービス委員会の中で試算した平成19年度補てん対象額について、現行のベンチマークだと195億円～275億円になるところ、「全国平均コスト+標準偏差の2倍」へベンチマークを変更すると96億円～127億円に引き下がる。同じく平成20年度補てん対象額については現行のベンチマークが280億円～380億円、「全国平均コスト+標準偏差の2倍」が129億円～168億円。

直江委員 これからのネットワークモデルは、基本的には集線装置を設置して集約していくということではなくていく以上、NTSコストが中心になり、定額化が進んでいくのではないかと。また、階梯や距離も関係なくなっていくのではないかと。

酒井主査代理 今までは基本料をできるだけ下げて通信料の負担を重くする考え方であった。ところが、IP化の進展と共に、定額制が盛り込まれていく。他方、ユニバーサルサービスは高コスト地域でほとんど電話も利用しないユーザに対してサービスを提供するものなので、基本料を上げて対応するという選択肢はない。これらをケースバイケースで捉えていく必要がある。また、TSといってもトラヒックが半分になっても設備が半分になるわけではなく、低トラヒックの地域でコスト構造が大幅に変わるとは思えない。

東海主査 今の発言は平成20年度以降の接続料に反映させるべきという趣旨か。

酒井主査代理 ある程度現状について整理する必要がある、すぐに結論が出るものではないと認識している。

藤原委員 今回のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しは、補てん対象額を下げるもので、これについては電気通信事業部会の判断によるものなので、接続委員会においてはこの方向性と矛盾するような議論は避けた方が良いと思われる。ただ、個人的な見解を申し上げれば、従来の考え方は極力NTSコストを接続料から抜いていくという整理であったことを踏まえれば、NCCの主張は望ましいように思われる。

相田委員 ドライカップ電話について、接続料はどのように算定しているのか。

総務省 ドライカップ電話に係る接続料は実際費用で算定されている。

東海主査 今回の整理においてLRICモデルそのものを変更するという事にはならないだろう。また、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額について、審議会全体で見直す旨の要望を行っていることを踏まえれば、補てん対象額の上限は引き下げることになるだろう。それに対して、接続委員会として何らかの対応を示す必要がある。その際、NTT東西の提案どおり進めるとなるとロジック自体を考え直す必要がある。これは今回の議論の中で導き出す結論としては可能性が低い。論点整理の中でNTSコストの控除期間を延長するか、RT-GC間といった特定の伝送を切り出して違った形で接続料での回収を議論する必要がある。

2. 新モデルの適用期間

東海主査 現行の整理であるとNTSコストの移行期間は何年度までを指すのか。

総務省 平成21年度までである。

東海主査 現在考えるべき事は何か。

総務省 資料1、P10に論点として、「1：IP化が急速に進展する中、新モデルはいつ頃まで費用算定モデルとしての妥当性が維持できるか。」「2：接続料算定方式の抜本的な見直しを行うためには、どのくらいの期間が必要か。」「3：接続料水準の観点からいつ頃まで新モデルに基づく接続料算定が妥当性を維持できるか。」「4：制度の安定性の観点についてはどのように考えるか。」という4点を挙げさせていただいている。

直江委員 LRICの中にIP網を盛り込んでいるが、PSTNが基本になっている。この関係がいつ逆転するのかにかかっている。

酒井主査代理 2010年時点ではPSTNがまだ優勢だろう。エリアで言えば7～8割を占めているのではないか。

直江委員 2010年時点では都市部ではIP網が逆転し、ローカルではPSTNが依然優勢だろう。そうなるとネットワークの設計が難しくなる。

東海主査 現在の市場環境とNTSコストの扱いを踏まえると、当面3年間を着地点として捉えつつも、それを硬直的に適用するのではなく、2年後には見直しの作業をし始めると整理が良いと思われる。

3. 論点全般

東海主査 資料2、P32の接続料算定の基本的な手法があるが、その中のボトムアップLRIC、トップダウンLRICについて定義を確認させていただきたい。

総務省 ボトムアップLRICは、最新の設備を使って最も効率的に構築した場合のコストを、実際の加入数見合いで除すことにより、接続料を算定する方式である。

東海主査 ボトムアップLRICをLRICの枠組みで捉えるべきか否かについては疑問があり、元々はトップダウンLRICしかなかったと認識。LRICという考え方は日本の場合独特である。新しい環境ができつつある中で、新しい算定方法の可能性については毎年チェックする必要がある。

直江委員 どの事業者も環境の変化に応じて、その時点で最も効率的なネットワークを構築しようと考えている。暫くの間は実際のネットワークを注視していけばよいのではないか。実際費用の方がLRICに比してコスト安になっている部分もあるが、これは新たに投資していないからではなく、新しいやり方でコストダウンを図っているからではないか。

酒井主査代理 東西格差については何らかの見解を示す必要があるだろう。今までの立場であれば、別会社なのだから東西別にすべきだと言えば良いという整理で問題なかったが、ユニバーサルサービスとの関係もあることから、東西均一でも良いのではないか。東西でコスト差がそこまであるとも思えない。

直江委員 東西別にすると西エリアのみに営業エリアを持つ事業者は経営が成り立

たないのではないか。

東海主査 東西格差というよりは地域格差と言うべきだろう。

相田委員 この格差はあくまでLRICベースで算定した場合の格差であって、実際費用ベースで算定する場合とは状況が異なるのではないか。

東海主査 東西別料金が主張された当初に比べると、それ程主張されることはなくなってきているのではないか。むしろユニバーサルサービス制度の見直しとの関連もあり、東西別料金を認めるとなると事態をより混乱させることになりはしないか。少なくとも今回の2～3年間の適用期間の中では東西別料金にする必要性は感じられない。

以上